



埼玉県報

第 2963 号
平成 29 年(2017 年)
12 月 22 日
金曜日

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 桶川都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 春日部都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗の廃止に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 和光市中央第二谷中土地地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更の届出（市街地整備課）
- 富士見都市計画事業三芳町北松原土地地区画整理事業の事業計画の変更認可（第 6 回）（市街地整備課）
- 県道久米所沢線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 県道本庄寄居線の区域の変更（本庄県土整備事務所）
- 県道中瀬牧西線の区域の変更（熊谷県土整備事務所）
- 県道中瀬牧西線の供用の開始（熊谷県土整備事務所）
- 県道成塚中瀬線の供用の開始（熊谷県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）

雑報

- 特殊肥料の検査結果の公表に関する告示（病虫害防除所）

告 示

埼玉県告示第千三百四十八号

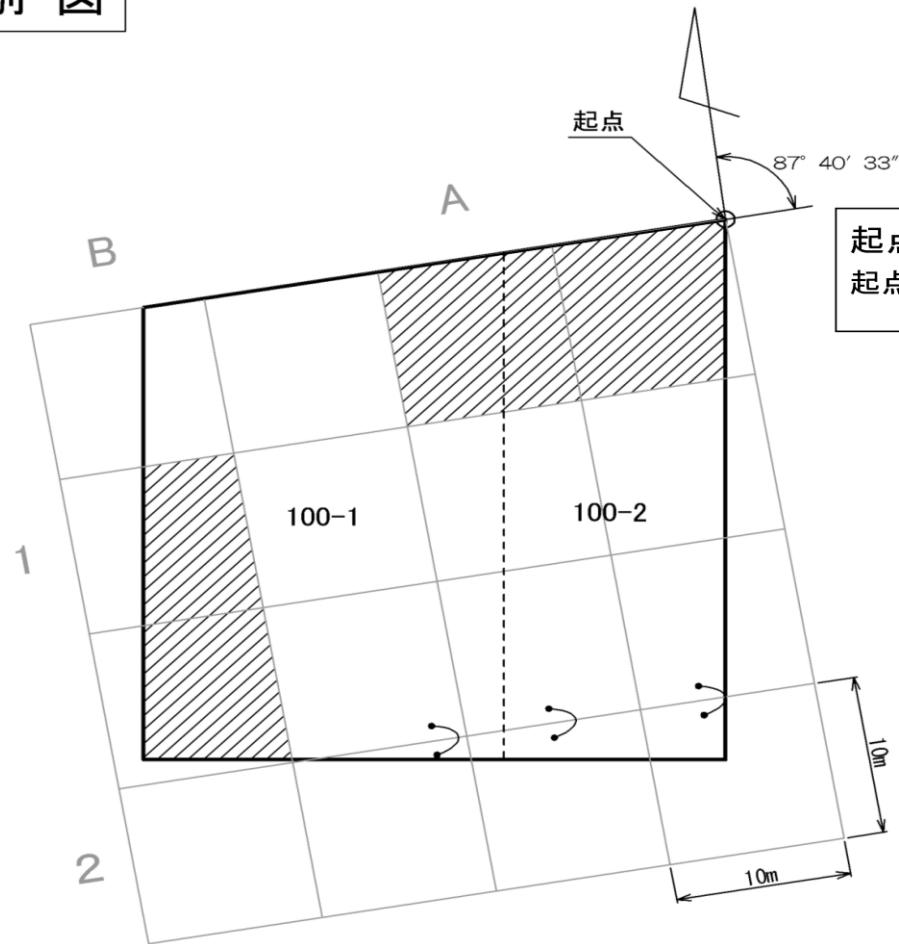
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十八年埼玉県告示第千六百四十七号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十九年十二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県三郷市高州二丁目百番一の一部及び百番二の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 三 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



起点
起点は埼玉県三郷市高州二丁目 100-2 の最北端とする。

格子の回転角度 87° 40' 33"

- ▨ : 形質変更時要届出区域の指定を解除する区画
- : 単位区画
- : 敷地境界
- - - : 地番境界
- ⤵ : 区画統合

告 示

埼玉県告示第千三百四十九号

桶川市から桶川都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三百五十号

朝霞市から朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三百五十一号

三郷市から草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三百五十二号

春日部市から春日部都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三百五十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十九年十二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアゴ川本店

埼玉県深谷市上原四百六十四番地

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男

愛知県稲沢市天池五反田町一番地

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となった日

平成二十九年二月十二日

告示

埼玉県告示第千三百五十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フォレオ菖蒲

埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲字寺田六千六番地一

ロ 変更の概要

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 六二六平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 七三九平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 一一五立方メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 一二七立方メートル

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）荷さばき施設① 午前六時から午後十時

荷さばき施設② 午前六時から午後十時

荷さばき施設③ 午前六時から午後十時

荷さばき施設④ 午前六時から午後十時

（変更後）荷さばき施設① 午前六時から午後十時

荷さばき施設② 午前六時から午後十時

荷さばき施設③ 午前六時から午後十時

荷さばき施設④ 午前六時から午後十時

荷さばき施設⑤ 午前六時から午後十時

荷さばき施設⑥ 午前六時から午前七時

ハ 変更年月日

平成三十年八月九日

ニ 届出年月日

平成二十九年十二月八日

二 縦覧期間

平成二十九年十二月二十二日から平成三十年四月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年十二月二十二日から平成三十年四月二十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千三百五十五号

測量計画機関である日高市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

日高市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

日高市全域

四 作業期間

平成二十九年十二月十五日から平成三十年三月二十日まで

告 示

埼玉県告示第千三百五十六号

測量計画機関である狭山市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

狭山市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

狭山市全域

四 作業期間

平成二十九年十二月十五日から平成三十年三月三十日まで

告 示

埼玉県告示第千三百五十七号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

さいたま市全域

四 作業期間

平成二十九年十二月十四日から平成三十年三月二十日まで

告 示

埼玉県告示第千三百五十八号

測量計画機関である川越市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

川越市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

川越市全域

四 作業期間

平成二十九年十一月十三日から平成三十年三月二十三日まで

告 示

埼玉県告示第千三百五十九号

測量計画機関である東松山市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

東松山市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

東松山市大字大谷地内

四 作業期間

平成二十九年十一月二十九日から平成三十年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千三百六十号

測量計画機関である桶川市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

桶川市

二 作業種類

デジタル空中写真撮影

三 作業地域

桶川市全域

四 作業期間

平成二十九年十二月一日から平成三十年三月二十三日まで

告 示

埼玉県告示第千三百六十一号

測量計画機関である北本市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

北本市

二 作業種類

デジタル空中写真撮影

三 作業地域

北本市全域

四 作業期間

平成二十九年十二月三十日から平成三十年三月二十三日まで

告 示

埼玉県告示第千三百六十二号

測量計画機関である蓮田市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

蓮田市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

蓮田市全域

四 作業期間

平成二十九年十一月二十八日から平成三十年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千三百六十三号

測量計画機関である朝霞市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

朝霞市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

朝霞市全域

四 作業期間

平成二十九年十二月十五日から平成三十年三月二十三日まで

告示

埼玉県告示第千三百六十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により和光市中央第二谷中土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の変更の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十九年十二月二十二日

埼玉県知事 上田清司

退任した理事の氏名及び住所

石田 一雄	埼玉県和光市新倉三丁目十番十六号
澤田 義幸	埼玉県和光市新倉二丁目三十二番一号
田中 榮次	埼玉県和光市新倉二丁目四十番三号
田中 健司	埼玉県和光市新倉二丁目四十番十号
中井 正知	埼玉県和光市新倉二丁目三十一番十六号
深井 宏之	埼玉県和光市新倉二丁目四十一番五号
深井 征男	埼玉県和光市新倉二丁目三十九番二十四号
真坂 史朗	埼玉県和光市新倉二丁目三十八番五号
山田 智好	埼玉県和光市新倉三丁目十六番五十号
山中 茂	埼玉県和光市新倉二丁目八番十四号

就任した理事の氏名及び住所

石田 一雄	埼玉県和光市新倉三丁目十番十六号
澤田 義幸	埼玉県和光市新倉二丁目三十二番一号
田中 榮次	埼玉県和光市新倉二丁目四十番三号
田中 健司	埼玉県和光市新倉二丁目四十番十号
中井 正知	埼玉県和光市新倉二丁目三十一番十六号
深井 宏之	埼玉県和光市新倉二丁目四十一番五号
深井 征男	埼玉県和光市新倉二丁目三十九番二十四号
真坂 史朗	埼玉県和光市新倉二丁目三十八番五号
山田 智好	埼玉県和光市新倉三丁目十六番五十号
山中 茂	埼玉県和光市新倉二丁目八番十四号

告示

埼玉県告示第千三百六十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十九年十二月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 組合の名称

三芳町北松原土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成三年四月三十日から平成三十三年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保字富士塚の一部、字浅間後元上南畑分の一部、字富士塚元上南畑分の一部、字北松原元上南畑分の全部、字上荒久元上南畑分の一部、字永久保元上南畑分の一部

四 事務所所在地

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保三千八百五十一番地

五 設立認可の年月日

平成三年四月三十日

六 変更認可の年月日

平成二十九年十二月二十二日

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十二日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

<p>路 線 名</p>	<p>久米所沢線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>所沢市東住吉四七一番三地先から同市東住吉六六三番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十九年十二月二十二日</p>
<p>備 考</p>	<p>歩道整備事業による。 平成二十八年四月十二日埼玉県川越県土整備事務所長告示第一一〇号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一四〇・七五メートル</p>

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十二日

埼玉県本庄県土整備事務所長 向 田 稔

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 本庄寄居線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
粕字関在家一〇四番四地先まで	児玉郡美里町大字甘粕字関在家一 二二番一地先から同郡同町大字甘	区 間
一三・二八) 一二・〇〇	一三・二八) 八・七四	敷地の幅員 (メートル)
	一五三・二〇	延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十二日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 中瀬牧西線
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
地先まで	深谷市中瀬字向島一六二一番五地 先から同市中瀬字向島一八三九番	二地先まで 深谷市中瀬字向島一五六五番二地 先から同市中瀬字向島一五八六番	区 間
一四・〇〇	一一・〇〇	九・四〇 一五・八〇	敷地の幅員 (メートル)
二六六・六〇		二六五・二〇	延長 (メートル)
旧道は、深谷市に引き継ぐ予定。			備 考

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十二日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

<p>中瀬牧西線</p>	<p>路線名</p>
<p>深谷市中瀬字向島一六二二番五地先から同市中瀬字向島一八三九番地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十九年十二月二十二日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十九年九月二十六日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十七号で告示した道路区域の供用開始である。 延長二六六・六〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十二日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

成塚中瀬線	路線名
深谷市中瀬字伊勢島一二六六番五地先から同市中瀬字向島一五四一番二地先まで	供用開始の区間
平成二十九年十二月二十二日	供用開始の期日
平成二十九年九月二十六日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十八号で告示した道路区域の供用開始である。 延長一〇七・四〇メートル	備考

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年十二月二十二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

一 許可番号

平成二十九年十一月三十日

指令越建セ第二九〇〇一五一号

二 検査済証番号

平成二十九年十二月十八日

越建セ第三〇〇一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町本田四丁目三百四十三番一、三百四十三番二、三百四十

三番四、三百四十四番一、三百四十四番二、三百四十四番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市北原町三丁目二番二十二号

株式会社アーネストワン 代表取締役 松林 重行

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年十二月二十二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

一 許可番号

平成二十九年十二月四日

指令越建セ第二八〇〇三二一号

二 検査済証番号

平成二十九年十二月十八日

越建セ第三〇一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字百間千二十三番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県白岡市白岡八百五十六番地一 プラムハイツA―二〇一

舞木 政幸、舞木 由紀江

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年十二月二十二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

一 許可番号

平成二十九年十二月四日

指令越建セ第二八〇〇三三一号

二 検査済証番号

平成二十九年十二月十八日

越建セ第三〇二一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字百間千二十三番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸三―九―三十二 グランテージニ〇二

蓮見 僚太

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年十二月二十二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

一 許可番号

平成二十九年十二月十三日

指令越建セ第一六〇〇一一三号

二 検査済証番号

平成二十九年十二月十八日

越建セ第三〇三一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字金原百九十五番一、百九十五番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町字金原八十六番地一

及川 洋子

雑 報

特殊肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、
特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十九年十二月二十二日

埼玉県病害虫防除所長 須 永 真理子

平成29年10月分

特殊肥料 の指定名	生産業者、輸入業者 若しくは販売業者 又は表示者	届出名（及び商品名）	検査の結果									備考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCa (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	C/N	水分 (%)	その他 の検査	
米ぬか	全農パールライス 株式会社	粒状米ぬか	2.17	6.04	2.03	0.06	5	54	15	8.84		

- 備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。
 TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量、TCu－銅全量、TZn－亜鉛全量、TCa－石灰全量、C/N－炭素窒素比、水分－水分含有量
 2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。